

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定により条例第 16 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 30 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 大青工業株式会社 代表取締役 青澤 誠治

住所 仙台市青葉区上杉一丁目 3 番 22 号

名称 坪沼産業廃棄物最終処分場拡張事業

種別 区画形質の変更、工作物の移転

目的 現在の産業廃棄物処理場は、平成 8 年 12 月 11 日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の許可区域で、許可番号仙台市（環廃産）指令第 10 号と平成 8 年 12 月 17 日付で森林法第 10 条の 2 許可を得て業務を行っており、数度の変更を経て現在（埋立て面積 68,718.9 m²、埋立て容量 1,659,761.5 m³）に至っているが、埋立て残量が、わずかとなっていることから、隣接する土地を含め埋立て容量を確保するもの。

内容 現在の処分場の盛土法面と東側通路を挟んだ向かい側の法面に挟まれた凹地を生かし、EL=150m～EL=210m までの溪谷を産業廃棄物の最終処分場として利用することで、約 102 万 m³ 増量を計る計画。

位置 仙台市太白区坪沼字硯石 55-1 外 28 筆

面積 14.0107ha

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。